

講習熟防予 ～第5回～

川崎の簡易宿泊所の火災と高齢化問題

5月に川崎の簡易宿泊所で10人の方が亡くなる火災が発生しました。6月の予防塾ではこの火災と高齢化問題を取り上げ、塾生も所属本部の実態を披露しあつて議論しました。高齢化が進む中、この火災から見てくることはたくさんあります。本講でも、予定を変更して、この火災について考えたいと思います。

東京理科大学大学院
国際火災科学研究所
教授
小林恭一 博士(工学)

川崎市の簡易宿泊所の火災

5月17日未明、川崎市の簡易宿泊所で火災が発生し、火元となった木造2階建ての建物545平方メートルが全焼するとともに、隣接する同様の建物にも延焼して463平方メートルが全焼しました。この火災で、宿泊していた客74人のうち10人が死亡し、18人が重軽傷を負いました。夜間も無施錠の1階玄関付近が最も激しく燃えており、放火の可能性が高いようです。この建物は実態的には木造3階建てで、しかも2階と3階が吹き抜けでつながっていたため火の回りが速く、階段も早い段階で避難に使えなくなつたため、逃げ遅れた宿泊客

が死傷しました。

この建物は木造2階建てか

この建物は、川崎市の建築部局や消防局では木造2階建てとして扱われていましたが、2階が上下2層に分かれており、常識的に見れば3階建てに見えます。建築基準法では、3階以上の階を旅館やホテルに用いる建物は木造とすることはできません。このため、当初、この建物は3階部分が違法に増築されたもので、消防は査察でそんな実態を掴みながら建築部局に通報せず、結果的に危険な建物を放置したのは問題だ、という報道がなされました。ところが、川崎市の塾生からの情報で、それは間違い

だと知りました。

川崎市では、昭和30年代から、建築基準条例で「棚状寝所」というロフトのような寝室の概念を定め、木造の旅館や「簡易宿所」については、2階に75平方メートルを超える「棚状寝所」を有する宿泊室を設けてはならない(33条)としていました。逆に言えば、75平方メートル以下なら木造の宿泊施設でも2階の上層(実質、3階部分)にロフト状の宿泊室を設けることができる、と正式に認めていたのです。川崎市で簡易宿泊所49棟のうち25棟がこの種の「木造2階建て」だったのは、当初からそのような建築されたものが多かったためなのでしょう。

今回燃えた建物がその条例に適合していたのかどうかわかりませんが、川崎市消防局としては、いろいろと言いつ分がありそうです。

でも、いずれにしろ、そのような建物が燃えて多くの死傷者が出てしまったため、3階部分の「棚状寝所」は火災危険が高いということが証明された形になってしまいました。

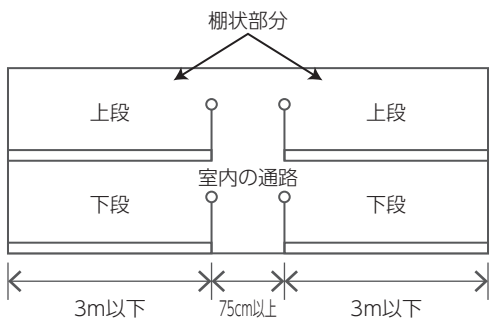
住んでいた人は?

この種の簡易宿泊所の宿泊客の多くは、高度成長期に全国から京浜工業地帯を支える労働者として集まり、簡易宿泊所に寝泊まりしながら働いてきた人たちです。より良い生活にステップアップする機会を逃し、似たような境遇の人たちがある種の「コミュニティ」を作りながら長年「定住」している例も多いようです。高齢化して働けなくなり、生活保護を受けている人もたくさんいます。川崎市の場合、生活保護を受けると5万4千円近くの「住宅扶助」を受けられます。これだけの扶助があれば、川崎市

社会の高齢化が進むと、同様の事態は形を変えて何度も起こってくるでしょう。消防機関としては本来に悩むところですが、そういう時には安全上に軸足を置いて考えるのが消防の役割と割り切るべきなのだと思います。

今度の火災で、そのような微妙な平衡状態が崩れてしまいました。この種の建物が危険だということがわかってしまった以上、3階部分を宿泊の用に供するわけにはいかず、相当数の人たちが行き場を失う可能性があります。

良く似たことが、2009年の渋川市の老人ホーム「たまゆら」の火災(10人死亡)でも起こりました。高齢化、貧困、生活保護の限度額内の料金設定、その結果の防火法令違反、火災危険、防火関係行政機関の黙認、福祉部局による斡旋と送り込み、...という構図は、今回の火災を思わせます。2013年の福岡市の整形外科医院の火災(10人死亡)も同根です。



棚状寝所の宿泊室断面図 (「川崎市建築基準条例及び同解説」より)